

OLED ヤマガタ運営要項

第1章 OLED ヤマガタ（第1条～第10条）

第2章 有機EL 標準サンプルパネル（第11条～第17条）

第1章 OLED ヤマガタ

（趣旨）

第1条 OLED ヤマガタ（呼称：オーレッドヤマガタ）は、有機EL 関連分野で事業化を目指す県内企業等の研究会組織です。

2 OLED ヤマガタは、財団法人山形県産業技術振興機構（以下「機構」と言います。）が設置する産学官連携有機エレクトロニクス事業化推進センター（以下「センター」と言います。）の活動の一環として、センターが技術アドバイスを行う等全面的にサポートし、企業の有機EL関連分野への参入促進、センターと会員間の連携強化を図り、山形県における有機EL関連産業の創出と、集積に資することを目的とします。

（OLED ヤマガタへの参加）

第2条 OLED ヤマガタには、次の①又は②の条件を満たす方で、本要項に同意していただける方が、機構が定める方法により会員として登録いただくことにより参加できます。

① 山形県内に主たる事業所を有する事業者（※）で、有機EL 関連分野での事業化に意欲のある事業者

② 上記①以外で、機構が定める一定の条件を満たした事業者

2 会員の登録は随時可能です。

3 会員の資格は、第三者に貸与、譲渡できません。

※ 「山形県内に主たる事業所を有する事業者」とは、山形県内に法人登記上の本店・支店等、又は有機ELに関連する研究開発活動、生産活動等の企業活動の実質的中心となる事務所、事業所を有し、かつ次の（a）又は（b）のいずれかの条件を満たすことを言います。

（a）山形県内に有する事業所において常時使用する従業員の数の合計が、当該事業者が常時使用する従業員の総数のおおむね2分の1以上である者。

（b）直近事業年度において、当該事業者が山形県内に有する事業所の売上高の合計金額が、当該事業者の売上高総額のおおむね2分の1以上である者。

（会員の種類）

第3条 会員には、一般会員と特別会員の2種類があります。会員はOLED ヤマガタが行う活動に参加する権利を有するとともに、本要項第2章に記載する有機EL標準サンプルパネルの貸与を受ける権利を有します。

(参加費)

第4条 OLED ヤマガタに参加する会員は、単年度（4月1日～3月31日）あたり次の参加費を機構へ支払うこととします。

① 一般会員…10,000円

② 特別会員…50,000円

2 会員は、会員登録時に当該年度分の参加費を機構に支払うこととします。2年度目以降は、機構の請求に従って支払うこととします。なお、口座振込によりお支払いの場合、振込手数料は会員負担になります。

3 一般会員が特別会員への変更を希望する場合には、参加費の差額分（40,000円）を機構へ支払うことにより、随時変更が可能です。ただし、年度途中の特別会員から一般会員への変更は出来ません。

4 機構が受け入れた参加費は、いかなる場合にも返還いたしません。

5 機構は受け入れた参加費を、OLED ヤマガタの活動経費及びセンターの運営費に充当いたします。

6 OLED ヤマガタへの参加は随時可能ですが、参加費は年度単位での支払とし、年度途中の参加であっても期間に応じた割引等はいたしません。

(活動)

第5条 OLED ヤマガタでは、主として会員が有機EL 関連分野について理解を深め、会員の事業化に向けた取組に資する活動を実施します。

2 機構は、OLED ヤマガタの事務局を担い、会員情報の管理や、事業の企画・運営を行います。

(会員登録の抹消)

第6条 機構は、次の①～⑥に掲げる場合には（②～⑦の場合には、会員の意に反して）会員登録を抹消することができます。

① 会員より自ら会員登録について抹消の申し出があった場合

② 会員が死亡又は精算された場合、その他会員が権利能力を失った場合

③ 会員登録のため会員から機構に提供された情報に関して虚偽又は重大な錯誤があった場合

④ 会員が本要項に反する行為を行った場合

⑤ 会員が会員としての立場を利用して機構や第三者に損害を与えた場合

⑥ 機構の定める日までに参加費を支払わなかった場合

⑦ 上記のほか、会員としてふさわしくないと機構が判断した場合

2 機構は、前項により会員登録を抹消した場合においても、会員から機構にすでに支払われた参加費は返還いたしません。

(運営要項の変更)

第7条 機構は、必要に応じて、会員への予告なく本要項の内容を変更できるものとします。

(活動の終了)

第8条 OLED ヤマガタの活動は、機構が事務局を継続できない事情が生じた場合に終了します。

(免責)

第9条 会員は、ウェブサイト、メール、研修会、その他OLED ヤマガタの活動を通じて機構が提供する情報については、自己の判断並びに責任で利用するものとします。機構は、会員がこれらの情報の利用によって万一損害を受けた場合、又は第三者に損害を与えた場合にも、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

2 機構は本要項の第6条、第7条、第8条が適用される場合に会員が受ける損害について免責されるものとします。

3 機構は、機構の責によらない会員情報の消失について免責されるものとします。

(個人情報の取扱い)

第10条 機構は、会員から提供を受けた個人情報については、OLED ヤマガタの運営に必要な目的以外のために使用いたしません。

第2章 有機EL 標準サンプルパネル

(有機EL 標準サンプルパネルの貸与)

第11条 機構は、センターが用意する有機EL 標準サンプルパネル（以下「標準サンプルパネル」と言います。）を試作や商品化の検討を希望する会員へ貸与します。

2 標準サンプルパネルの貸与にあたっては、その取扱方法等について会員とセンターが十分な打合せを行った上で貸与することとします。

(貸与の手続き)

第12条 標準サンプルパネルの借用を希望する会員は、機構に「有機EL 標準サンプルパネル借用書」（別記様式第1号）を提出して下さい。

(貸与期間)

第13条 標準サンプルパネルの1回あたりの貸与期間は3カ月以内の範囲で任意に設定することとします。

2 貸与期間の延長、再延長を希望する場合は、再度「有機EL 標準サンプルパネル借用書」を提出いただきます。ただし、標準サンプルパネルの在庫状況や他会員の貸与希望状況等により、延長、再延長に応じられない場合があります。

(貸与枚数、種類等)

第14条 1回あたりの標準サンプルパネルの貸与枚数は、原則として一般会員は標準サンプルパネル1枚、特別会員については10枚をめどとする必要な枚数とします。

2 標準サンプルパネルの種類及び数量については、貸出状況により、必ずしも希望に添えない場合があります。パネルの種類について特に希望のある場合には、予めセンターへご相談下さい。

(貸与料)

第15条 標準サンプルパネルの貸与料は無料です。

2 貸与にかかる運送料等その他の費用が発生する場合には、借用する会員が負担するものとします。

(貸与条件)

第16条 貸与を受ける特別会員（以下「借受者」と言います。）は、以下の貸与条件を厳守して下さい。

- ① 借受者は、貸与された標準サンプルパネルについて、管理体制に十分留意し、盗難、破損等の防止に努め、常に善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- ② 借受者は標準サンプルパネルを借受者自身における有機EL 照明等の商品開発等の目的以外の目的のために使用してはなりません。また、公序良俗に反する使用をしてはなりません。
- ③ 機構は、標準サンプルパネルの使用方法等について借受者に必要な指示を行い、借受者はその指示に従って使用しなければなりません。
- ④ 標準サンプルパネルの借受者以外への持ち出しは禁止します。
- ⑤ 借受者は、標準サンプルパネルを第三者に転貸、譲渡し、若しくは担保に供し、又は貸与を受ける権利を第三者に譲渡してはなりません。
- ⑥ 借受者は、標準サンプルパネルのパネル部分を改造、分解等により原状を変更してはなりません。
- ⑦ 借受者は、故意又は重大な過失により標準サンプルパネルを故障、破損又は紛失させた場合には、修理等に要する費用について賠償しなければなりません。ただし、通常の使用において、標準サンプルパネル等の消耗・劣化に伴う不具合については、この限りではありません。
- ⑧ 借受者は、いかなる事由又は名目にかかわらず、借受者が支出した標準サンプルパネルについての必要費、有益費等の費用又は造作の買取りの請求をしてはなりません。
- ⑨ 借受者は、標準サンプルパネルの使用によって借受者自身が損害を受けたとき、あるいは第三者に損害を与えたときは、借受者の責任においてその一切を解決しなければなりません。
- ⑩ 借受者は、標準サンプルパネルに異常が発生した場合には、速やかに機構へ連絡しなければなりません。また、破損した場合には、破損した部材（パネルの破片等）も含め全てについて廃棄してはならず、その全てを機構へ返却しなければなりません。
- ⑪ 機構は、いかなる場合においても、標準サンプルパネルの動作、機能、品質等について、一切の保証を行いません。

(成果の公表)

第17条 借受者が標準サンプルパネルを用いて研究・試作等を行った成果を第三者に報告、又は公表しようとするときは、予め機構に申し出、承認を得て下さい。

2 前項において、対外的に公表等を行う際は、公表場所において必ず下記の表示例に従って表示を行って下さい。

表示例：「有機EL パネル提供：財団法人山形県産業技術振興機構」

(パネルの返却)

第18条 借受者は、貸与期間の終了日までに機構に標準サンプルパネルを返却しなければなりません。返却期限を経過後も返却しない場合には、機構は必要な措置を講ずることとします。

2 次の各号に該当する場合は、貸出を中止し、標準サンプルパネルを返却していただきます。

- ① 借受者が標準サンプルパネルを使用しなくなったとき
- ② 借受者が本要項に違反したとき
- ③ 本要項第6条の規定により会員登録が抹消された場合
- ④ その他、合理的な理由により機構が特に必要と認めたとき

附則1 平成22年度の活動期間は、平成22年10月から平成23年3月31日までとなります。
なお、平成22年度の参加費は、本要項第4条に定める単年度分の参加費（一般会員10,000円、特別会員50,000円）となります。

附則2 この要項は、平成22年8月3日から実施します。

附則3 この要項は、平成23年11月1日から実施します。

